

令和 5 年 4 月 3 日

吸收分割に係る事後開示書面

京都府綾部市青野町膳所 1 番地
グンゼ株式会社
代表取締役 佐口 敏康

大阪市北区堂島二丁目 4 番 27 号 JRE 堂島タワー 5F
グンゼメディカル株式会社
代表取締役 松田 晶二郎

グンゼ株式会社（以下「吸收分割会社」といいます。）及びグンゼメディカル株式会社（以下「吸收分割承継会社」といいます。）は、令和 5 年 2 月 15 日付で締結した吸收分割契約に基づき吸收分割（以下「本会社分割」といいます。）を実施しましたので、法令の定めに従い、次のとおり事後開示をいたします。

1. 本会社分割が効力を生じた日

令和 5 年 4 月 1 日

2. 吸收分割会社における法定手続の経過

（1）会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本会社分割は、吸收分割会社においては、会社法第 784 条第 2 項に該当するため、吸收分割会社の株主には同法第 784 条の 2 の差止請求権はありません。

（2）会社法第 785 条の規定による手続の経過

本会社分割は、吸收分割会社においては、会社法第 784 条第 2 項に該当するため、同法第 785 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、同法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

（3）会社法第 787 条の規定による手続の経過

吸收分割会社は、会社法第 787 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、吸收分割会社の新株予約権者に対し、令和 5 年 2 月 24 日付で電子公告を行いましたが、新株予約権の買取りを請求した新株予約権者はありませんでした。

（4）会社法第 789 条の規定による手続の経過

吸收分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、債権者に対し、令和 5 年 2 月 24 日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、異議を述べた債権者はませんでした。

3. 吸收分割承継会社における法定手續の経過

（1）会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

吸收分割承継会社に対し、会社法第 796 条の 2 の規定による本会社分割の差止請求をした株主はありませんでした。

（2）会社法第 797 条の規定による手続の経過

吸收分割会社は、吸收分割承継会社の完全親会社であり、かつ特別支配会社であるため、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、吸收分割承継会社の株主に対する通知は行っておりません。

（3）会社法第 799 条の規定による手続の経過

吸收分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、債権者

に対し、令和 5 年 2 月 24 日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本会社分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、効力発生日である令和 5 年 4 月 1 日をもって、吸収分割会社より吸収分割契約書に記載された事業に関する権利義務を、同契約に従い承継いたしました。これにより承継した資産の額は 6,986 万円、負債の額は 0 円（いずれも暫定）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

令和 5 年 4 月 3 日

6. 上記のほか、本会社分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上